

森林×脱炭素チャレンジ 2023 実施要領

令和5年3月1日

1 趣旨

令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画においては、森林の適正な管理を図りつつ、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととされている。その実現に向けては、森林・林業・木材産業の関係者のみならず、それら以外の業種の民間企業、団体等（以下「企業等」という。）も含め、多様な主体による国民参加の森林づくり活動を促進していくことが重要である。

近年、森林の有するCO₂吸収機能に注目が集まる中、企業等が自ら又は支援（以下「支援等」という。）をして行った森林整備に関する取組が見られる。これらの取組は、カーボンニュートラルの実現にも資するものであり、森林整備による地球温暖化対策を国民運動として展開する上でも更なる拡大を図る必要がある。

また、我が国における排出量取引制度の導入も見据え、「カーボン・クレジット市場」における炭素クレジット取引の実証等が始まっている。同市場では、J-クレジット制度及びJ-VER制度の森林管理プロジェクトにおいて認証されるクレジット（以下「森林由来 J-クレジット」という。）等も取り扱われており、企業等がカーボンニュートラルを実現する上でオフセット手段としてのクレジットの活用に対する関心が高まっている。このため、炭素吸収系クレジットとして最も多くのポテンシャルを有する森林由来 J-クレジットの創出拡大に向けて、様々な非炭素便益を有する森林由来 J-クレジットを選択する需要家が評価される仕組みを構築していく必要がある。

こうしたことから、林野庁では、前述の企業等による取組や森林由来 J-クレジットの認知度を高めるとともに、一層の取組の拡大を図るため、各取組を通じて整備された森林に係るCO₂吸収量等に着眼して、優れた取組を顕彰することにより、企業等が森林づくり活動等を通じて脱炭素社会の実現に取り組みやすい環境整備を進めることとする。

2 募集内容

募集に当たっては、企業等が支援等をして行った森林整備に関する取組内容等について募集する「森林づくり部門」と、企業等が無効化した森林由来 J-クレジットの活用内容、効果等について募集する「J-クレジット部門」を設けることとする。

2-1 森林づくり部門

(1) 概要

令和3年度及び令和4年度の間企業等が支援等をして行った造林、保育等の森林整備について、

- ・ 当該期間において整備した森林に係るCO₂吸収量
 - ・ 当該期間における森林整備に関する取組内容等
- 等を募集し、優れたものを顕彰する。

- ① 企業等が支援等をして整備した森林に係るCO₂吸収量

CO₂吸収量の算定対象となる森林（以下「対象森林」といい、別表第1に掲げる全ての要件に該当するものに限る。）において、以下のAからCまでのいずれかの方法を用いて算定した1年間のCO₂吸収量について確認を行う。なお、CO₂吸収量の算定に当たって使用した対象森林のデータについても提出することとする。

- A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知）に基づく以下のaからcまでのいずれかの算定方法
- a 1年間に森林が吸収するCO₂量の簡便な算定方法
 - ※ 簡易な方法（都道府県名、樹種、齢級及び面積を入力）と精緻な方法（前述のデータに加え平均樹高、平均直径及び本数を入力）の選択を可能とする。
 - b 「再造林・保育」を行うことにより森林に吸収されるCO₂量の増加分の算定方法
 - ※ 再造林・保育を行った年数で除し、1年分のCO₂吸収量を算定すること。
 - c 森林の育成により保持される土壌炭素量（CO₂換算）の算定方法
 - ※ 再造林・保育を行った年数で除し、1年分のCO₂吸収量を算定すること。
- B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法
- C 国有林の「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法
- ② 企業等が支援等をして行った森林整備に関する取組内容
- ①に係る森林整備について、取組の背景や目的、令和3年度及び令和4年度の間に取り組んだ内容等に関し、別表第2に示す項目の記載内容を踏まえて審査を行う。

（2）応募資格

応募者は、以下のいずれかの者とする。

- ・ 法人（清算法人を除く。）
- ・ 団体（当該団体の代表者が当該団体の規約に基づき選出されている場合に限る。）
- ・ 個人（未成年者にあつては、その法定代理人の同意を得ている場合に限る。）
- ・ 地方公共団体

（3）応募単位

応募者が支援等をして、令和3年度及び令和4年度の間に行った森林整備について、（1）①に示すCO₂吸収量の算定方法ごとに応募することとする。

2-2 J-クレジット部門

（1）概要

令和3年度及び令和4年度の間に企業等が無効化した森林由来 J-クレジットについて、

- ・ 無効化した J-クレジット量（CO₂吸収量）
- ・ 無効化した J-クレジットに関する活用内容及び効果等を募集し、優れたものを顕彰する。

① 企業等が無効化した森林由来 J-クレジット量

J-クレジット登録簿システムから入手可能な無効化通知書に記載された無効化した J-クレジット量（CO₂吸収量）について、確認を行う。なお、今回募集する森林由来 J-クレジットは、J-クレジット制度及び J-VER 制度における森林管理プ

プロジェクトに由来するものとする。

- ② 企業等が無効化した森林由来 J-クレジットに関する活用内容及び効果
①の J-クレジットについて、令和3年度及び令和4年度の間
の活用内容、効果等に関し、別表第3に示す項目の記載内容を踏まえて審査を行う。

(2) 応募資格

応募者は、以下のいずれかの者とする。

- ・ 法人（清算法人を除く。）
- ・ 団体（当該団体の代表者が当該団体の規約に基づき選出されている場合に限る。）
- ・ 個人（未成年者にあつては、その法定代理人の同意を得ている場合に限る。）
- ・ 地方公共団体

なお、応募に当たっては、クレジットを創出したプロジェクト実施者、クレジットの販売仲介事業者、クレジットを無効化した者の連名による応募とし、代表者を定めることとする。ただし、クレジットの販売仲介事業者が関与していない場合は、応募者に含めなくてもよいものとする。

(3) 応募単位

令和3年度及び令和4年度の間は無効化された森林由来 J-クレジットの無効化通知書に記載のある、一つのプロジェクトに由来する J-クレジット量ごとに応募することとする。

3 応募方法

- (1) 応募者は、林野庁ウェブサイトに掲載された応募様式（様式第1号（森林づくり部門）又は第2号（J-クレジット部門））に必要事項を記入するとともに、別表第4に示す添付資料を用意することとする。

- (2) 応募様式等の提出に当たっては、林野庁ウェブサイトから応募者登録を行い、登録後に届く8の事務局からのメールに従って手続を行うこととする。なお、応募様式等に不備等が確認されたときは、受理しない。

- (3) 応募様式等の提出期間については、令和5年3月1日（水）から令和5年5月31日（水）17時までとする。

なお、応募者登録の期限については、令和5年5月26日（金）17時までとする。

4 表彰方法

- (1) CO₂吸収量については、林野庁で確認を行う。

- (2) 「森林づくり部門」における森林整備に関する取組内容及び「J-クレジット部門」における無効化した森林由来 J-クレジットに関する活用内容及び効果については、外部有識者による審査委員会において、別に定める審査基準に基づき審査を行う。

(3) (1) 及び(2)の結果を総合的に踏まえ、審査委員会において、以下のとおり受賞候補者を選定し、林野庁で受賞者を決定の上、表彰を行う。

- ・ グランプリ（農林水産大臣賞）
全ての応募者のうち1件
- ・ 優秀賞（林野庁長官賞）
「森林づくり部門」で9件以内
「J-クレジット部門」で3件以内

5 結果の公表及び通知

グランプリ及び優秀賞の選定結果については、林野庁ウェブサイトにおいて公表するとともに、各賞の受賞者に対し、受賞の通知を行う。また、各賞の受賞者以外の応募者に対しても審査結果の通知を行う。

なお、「J-クレジット部門」については、2-2(2)において定めることとしている代表者に通知を行う。

6 グリーンパートナーの公表

(1) 応募様式等が受理された応募者については、受賞の有無を問わず、森林整備への支援等を通じて脱炭素に貢献する「グリーンパートナー」とし、林野庁ウェブサイトにおいて応募者名、CO₂吸収量等を公表する。なお、公表の際は、用いられた算定方法等を明記する。

(2) グリーンパートナーとして公表された企業等は、「グリーンパートナーマーク」の使用を可能とする。

7 注意事項

(1) 応募者から提出された応募様式等に記載された情報については、応募者の許諾なく林野庁が二次利用することができることとする。

(2) 応募様式等の内容の記載等に虚偽があり、又は選定後に顕彰の対象としてふさわしくない行為があったと認められる場合には、グリーンパートナーの登録及び表彰を取り消す場合がある。

(3) 一つの森林整備に関する取組を、「森林づくり部門」「J-クレジット部門」の両方の部門に応募することはできない。また、「森林×脱炭素チャレンジ 2022」に応募した森林整備に関する取組を、「森林×脱炭素チャレンジ 2023」において応募することはできない。

8 応募先

森林×脱炭素チャレンジ事務局（林野庁林政部企画課内）

ウェブサイト：https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/forest_co2_challenge.html

別表第1 CO₂吸収量の算定対象となる森林

対象要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の国内に存すること。 ・ 令和3年度及び令和4年度の間に植栽、下刈、枝打ち、除伐、間伐のいずれかを行っていること。 ・ 0.3ha以上のまとまりを有すること。 ・ 実施された森林整備が適切であり、樹木が健全に生育することが期待されること。 ・ 応募の時点において開発その他の土地の形質の変更が行われる予定がないこと。

別表第2 森林整備に関する取組内容に関する審査の項目

審査の項目	記載内容の例
森林整備に取り組む背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備の取組と応募者の企業理念や事業内容等との関連 ・ 企業等としての脱炭素やSDGsに向けた森林づくりの考え方
「伐って、使って、植える」森林の循環利用への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備等により産出された木材の建築用材やバイオマス燃料等としての有効活用など森林資源のフル活用を通じた山元の収益向上・再造林の確保に貢献する取組 ・ 森林整備により産出された間伐材を有効活用した自社製品や社屋の内装材・オフィス家具等の製造、社員や顧客等を対象とした木工教室の開催等の取組 ・ 地域の林業事業者との協力による、伐採と再造林の一貫作業やエリートツリーの植栽等、再造林の低コスト化に資する取組 ・ 社員や顧客等を招いた植樹や保育作業を行うイベント開催等の取組等
山村地域の振興への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料調達、加工・流通、最終製品の製造に至るまで地域の事業者が連携して行う、森林資源を活用した地域内経済循環の実現に向けた取組 ・ 森林づくり活動や関連イベントの実施による、山村地域内外の住民の交流の場の創出に資する取組 ・ 子ども達を対象とした自然体験や木育活動等、山村地域への関心・理解向上に貢献する取組 ・ 耕作放棄地や荒廃竹林における早生樹や広葉樹の植栽等による、地域の遊休資産の有効活用に向けた取組 等
森林の有する公益的機能発揮への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備を行った森林における動植物の調査や希少種の保護などによる生物多様性の保全に資する取組 ・ 生分解性素材の使用など、森林整備における環境負荷の軽減に資する取組 ・ 文化財の修復等に使用する森林資源を供給できる森林づくり等、地域の伝統文化の継承に貢献する取組 ・ 森林空間を活用したレクリエーションや森林環境教育、社員研修などの機会の創出に向けた取組 等

別表第3 森林由来 J-クレジットに関する活用内容及び効果に関する審査の項目

審査の項目	記載内容の例
森林由来 J-クレジット選択の理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の整備・保全の取組と応募者の事業内容との関連 ・ 自社の CO2 排出削減の取組を超えた地球環境保全等のための森林整備への貢献 ・ J-クレジット創出プロジェクトによる SDGs 達成への貢献度合い（地域活性化、生物多様性、防災等）と企業理念との関連 ・ 創業地、事業活動地域、原料調達地域の森林保全への貢献 等
森林由来 J-クレジットの活用方法・計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の環境報告等における非財務情報としての開示に係る取組 ・ オフセット付き商品等の販売にかかる取組 ・ スコープ 1 又はスコープ 3 排出のオフセットのための J-クレジットの購入の取組 ・ 森林整備への貢献に向けた J-クレジットの継続的な購入の取組 ・ イベント開催に伴う排出のオフセットのための J-クレジットの購入の取組 ・ 企業戦略として掲げた、定量的な排出削減目標やカーボンニュートラル目標の達成に向けた取組における、残余排出のオフセットのための J-クレジットの活用に係る取組 等
森林由来 J-クレジット購入による森林整備等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金不足のため長年手つかずであった森林における間伐の実施や、林内路網の拡充、高性能林業機械の導入など、新たなインフラ整備の実現に向けた取組 ・ 収入の（予見性）向上を通じた着実な再生林の実施等の取組 ・ クレジット収入による林業経営基盤の安定化を通じた、金融機関との連携による森林信託事業の実施等の取組 ・ 生物多様性の保全、水源涵養、国土保全等の森林の公益的機能発揮に向けた新たな取組や、ICT 技術を活用した低コスト化林業等の新たな取組 等
森林由来 J-クレジット購入をきっかけとした森林・林業や地域の課題解決への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林サービス産業への参画や社員研修等を通じた、プロジェクト実施地域と J-クレジット購入企業の職員等との交流の取組 ・ 応募者の会社店舗におけるプロジェクト実施地域で産出された木材を活用した取組 ・ J-クレジット購入の報道等、地球温暖化対策における森林整備の効果の PR に資する取組 等

別表第4 応募様式に添付する資料

I. 森林づくり部門

	2-1 (1) CO ₂ 吸収量の算定方法 ^{※1}	
	A	B、C
①森林整備を実施したことが確認できる資料（対象期間に林業経営体との間で締結した作業請負契約書の写し、対象森林の写真等）	○	○
②CO ₂ 吸収量の算定に使用したデータを確認できる資料（森林簿の写し、林内の写真等） ^{※2}	○	—
③国又は都府県が認証したCO ₂ 吸収量の通知・認証書の写し	—	○
④森林整備に関する取組内容について、その詳細や取組の意義を確認できる資料	△ (自由提出)	△ (自由提出)

※1 2-1 (1) に示すCO₂吸収量の算定方法

- A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知）に基づく算定方法
- B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法
- C 国有林の「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

※2 2-1 (1) に示す算定方法のうちB、Cについては、③により、対象森林におけるCO₂吸収量について証明されているため、②の資料は添付不要

II. J-クレジット部門

- ① 無効化通知書（J-クレジット登録簿システムから入手可能な、無効化したJ-クレジット量、無効化年月日及びクレジット利用者が記載された通知書）
- ② 無効化通知書に記載のある無効化されたJ-クレジットに係るプロジェクト実施者及び販売仲介事業者が確認できる資料
- ③ 無効化通知書に記載のある無効化されたJ-クレジットに関する活用内容及び効果について、その詳細や取組の意義を確認できる資料

様式第1号-1（実施要領3の（1）関係（森林づくり部門））

1. 企業等が支援等をして整備した森林に係るCO₂吸収量

（1）CO₂吸収量の算定方法

以下のいずれかの方法にチェックを記載

- A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知）に基づく算定方法
 - a 1年間に森林が吸収するCO₂量の簡便な算定方法
 - ア 簡易な方法
 - イ 精緻な方法
 - b 再造林・保育を行うことにより森林に吸収されるCO₂量の増加分の算定方法
 - c 森林の育成により保持される土壌炭素量（CO₂換算）の算定方法
- B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法
- C 国有林の「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

（2）森林整備の詳細

番号	森林の所在地		所有形態	整備年度	主な整備内容	整備面積	樹種	その他の樹種	算定に用いた林齢	ha当たり立木本数	樹高	平均直径	年間CO ₂ 吸収量
	都道府県	市町村以下											
1													
2													
3													
計													

（記入上の注意）

- ①上記表でCO₂吸収量を合算できるのは、（1）に示す算定方法のうち同一の方法で算定されたCO₂吸収量のみとし、異なる算定方法によるCO₂吸収量を合算することはできないこととする。
- ②記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- ③「森林の所在地」欄は、「都道府県、市町村、大字、地番」を記載すること。
- ④「所有形態」欄は、「国」「都道府県」「市町村」「個人（応募者自ら所有又は他者所有）」「法人・団体（応募者自ら所有又は他者所有）」「その他」のいずれかを記載すること。
- ⑤「整備年度」欄は、森林整備を完了した年度を記載すること。
- ⑥「主な整備内容」欄は、「植栽」「下刈」「枝打ち」「除伐」「間伐」のいずれかを記載すること。
- ⑦「整備面積」欄は、整備した森林の面積（ha）を記載すること。
- ⑧「樹種」欄は、「スギ」「ヒノキ」「カラマツ」「その他樹種」のいずれかを記載すること。
- ⑨「その他の樹種」欄は、⑧で「その他樹種」を記載した場合に具体的な樹種名を記載すること。
- ⑩「算定に用いた林齢」欄は、CO₂吸収量の算定に用いた林齢を記載することとし、（1）でAを選択した場合は令和4年度の林齢、B又はCを選択した場合は令和4年度又は令和3年度の林齢とすること。
- ⑪「ha当たり立木本数」「樹高（m）」「平均直径（cm）」欄は、（1）でA-a-iを選択した場合、森林調査の結果を基に記載すること。なお、「平均直径」については省略してもCO₂吸収量の算定が可能。
- ⑫「年間CO₂吸収量」欄は、1年間のCO₂吸収量（t-CO₂/年）を記載すること。

様式第1号-2（実施要領3の（1）関係（森林づくり部門））

2. 企業等が支援等をして行った森林整備に関する取組内容

（1）森林整備に取り組む背景・目的

--

(2) 令和3年度及び令和4年度の間に取り組んだ内容

「伐って、使って、植える」 森林の循環利用への貢献	
山村地域の振興への貢献	
森林の有する公益的機能発揮への貢献	

※別表第2や審査基準を参考に、アピールポイントとなる取組について記載してください。

様式第2号（実施要領3の（1）関係（J-クレジット部門））

1. 企業等が無効化した森林由来 J-クレジット量の詳細

①トランザクション番号	
②プロジェクト名	
③無効化された J-クレジット量 (t-CO ₂)	
④クレジットを無効化された年月日	
⑤クレジットが創出された森林の所在地（都道府県・市町村）	
⑥クレジットの発行年度	

※無効化通知書等の添付資料の内容に合うよう記入してください。

※⑤⑥については、プロジェクト実施者に聞き取るか、J-クレジット制度 HP の認証クレジット一覧において、プロジェクト番号やプロジェクト実施者名等から当該クレジット情報を検索し、記入してください。

2. 企業等が無効化した森林由来 J-クレジットに関する活用内容及び効果

①森林由来 J-クレジット選択の理由・目的
②森林由来 J-クレジットの活用方法・計画等
③森林由来 J-クレジット購入による森林整備等への貢献
④森林由来 J-クレジット購入をきっかけとした森林・林業や地域の課題解決への貢献

※別表第3や審査基準を参考に、アピールポイントとなる取組について記載してください。